

# 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

保健福祉部障害福祉課

## 1 改正の趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業者※<sup>1</sup>（以下「事業者」という。）が児童発達支援※<sup>2</sup>又は放課後等デイサービス※<sup>3</sup>を提供する際に満たすべき基準を定めること等のため、所要の改正をしようとするものである。

- ※1 居宅において介護を受ける要介護者について、事業所への通所、居宅への訪問等を柔軟に組み合わせ、日常生活の世話及び機能訓練等を行うサービスを提供する者をいう。
- ※2 未就学の障害児について、事業所へ通わせ、日常生活における基本的な動作の指導等を行うサービスをいう。
- ※3 就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に事業所へ通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスをいう。

## 2 改正の概要

- (1) 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

事業者が生活介護又は短期入所を提供する際に満たすべき基準のうち、登録定員等に係る基準について、障害児の数を含めることとする。

- (2) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

事業者が児童発達支援又は放課後等デイサービスを提供する際に満たすべき基準を次のとおり定めることとする。

〈基準の主な内容〉

ア 登録定員は、障害児の数を含め、25人以内とすること。

イ 利用定員（1日当たりの利用者の数）は、障害児の数を含め、アの登録定員の1/2から15人までの範囲内とすること。

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

## 3 施行期日

平成25年10月1日